

**規制改革会議 重点事項推進委員会
再チャレンジ分野 公開討論資料**

～ 国家公務員の採用年齢等の見直し～

平成19年5月18日

規制改革会議

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」～「骨太の方針2006」

平成18年7月7日 閣議決定

第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

2. 再チャレンジ支援

国民一人一人がその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われる公正な社会を実現していくため、「勝ち組、負け組」を固定させない、人生の各段階で多様な選択肢が用意されている仕組みを構築すべく、以下をはじめとする、「再チャレンジ可能な仕組みの構築」に盛り込まれた施策を推進する。あわせて、「人財立国」に向けた取組を進める。

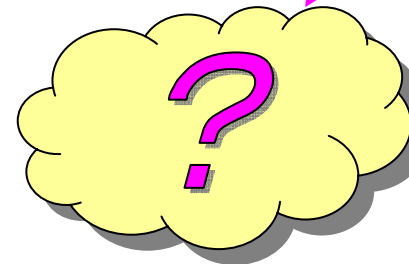
(1) 人生の複線化による柔軟で多様な社会の仕組みの構築

(働き方の複線化)

- ・ 新卒者以外に広く門戸を広げる複線型採用の導入や採用年齢の引上げについての法的整備等の取組、30～40歳程度のフリーター等にも国家公務員への就職機会を提供する仕組みの構築等により、新卒一括採用システムの見直しを進める。

国家公務員における取組み

経験者採用システム
官民人材交流、
任期付職員・研究員
採用等



中途採用者選考試験
(再チャレンジ試験)

民間は雇用対策法改正により、年齢制限の禁止が原則義務化の予定だが、国家公務員は？

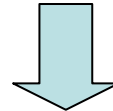
雇用対策法改正法案

募集・採用における年齢制限の禁止について

今国会で、努力義務 義務化される見通し。但し、例外規定が設けられる見込み。

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

第七条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならない。



【改正案】

第十条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与なければならない。

『厚生労働省が定めるとき』について別途省令で定められると推測される。

現行の第七条に関しては、厚生労働省告示が出ており新規学卒の採用にあたっての年齢制限が認められている。

事業主が行う労働者の募集及び採用が次ぎの ~ までのいずれかに該当する場合であって、当該事業主がその旨を職業紹介機関、求職者等に対して説明していたときには、年齢制限をすることが認められるものとする。

長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、新規学卒者等である特定の年齢層の労働者を対象として募集及び採用を行う場合。

(~ は省略)

現行制度では、希望職種にチャレンジできない人たちの例

種試験受験年齢の対象外。また、職務経験がないか、あっても高い学歴・資格等の要件を満たさず。



種希望
30代前半。家業再建のため
大学中退。再度社会人入学し
卒業したばかりの人

種希望
大学卒業後、就職。出産を機に
退職。育児が一段落した人

種希望
40代前半。大学卒業後、就職。
親の介護で退職、その後介護の
必要が無くなった人

現行制度

	職歴や高い知識・技能	採用後の職種・区分			年齢制限 (才)				
		種	種	種	17	20	30	40	45
種試験	不問					21以上 646人	33未満		
経験者採用システム	必須	種・種相当			年齢不問 109名				
種試験	不問					21以上 3,226人	29未満		
種試験	不問				17以上 1,428人	21未満			
中途採用者選考試験 (再チャレンジ試験)	不問			種相当			29以上 150名程度	40未満	



採用試験： 枠内人数はH16年度試験採用実績(人事院H17年度年次報告書より)

再チャレンジ試験： 枠内人数はH19年度採用予定者数(人事院HP5月14日付)

経験者採用システム： 枠内人数はH18年度採用実績(人事院資料より)
応募要件として高い学歴や知識(例：司法試験合格など)
及び実務経験(例：5年以上など)が求められる。

その他、任期付職員・研究員採用、官民人材交流等あり。

種希望
20代前半。高校卒業後、
家事手伝いをしている人

種希望
40代前半。大学卒業後、海外留学。
帰国後正社員の職に就けず、
フリーターをしている人



種試験・再チャレンジ試験ともに
受験年齢の対象外

国家公務員に関する再チャレンジWG 開催経過

➡ ヒアリング実施(人事院2回、総務省1回)

➡ 一般の方からの反響

3月29日。前日開催の第3回規制改革会議後記者会見での発表をもとに書かれた「国家公務員の採用年齢の引き上げ」に関する新聞記事を読んだ一般の方(45歳女性、独身)からお電話あり。

- 『42歳からハローワークに行っているが、職が得られない。
- ・ 採用条件は「年齢不問」とあっても、若い人しか採られないのか実態であり、自分は面接にすら至らない。
- ・ つい先日、再チャレンジ試験の選考概要を見たが、39歳までと知り、がっかりした。
- ・ 少子化で労働人口が減る中、定年延長の動きもあるが、是非国家公務員の採用年齢についても引き上げて欲しい。
- ・ 40代は気力・体力も充実している。私のような人は他にもたくさんいます。 と伝えてください。』

5月16日。一般の方(男性)からお電話あり。

『先月新聞で「国家公務員中途採用者選考試験」に関する記事を読んだ知人から、その後どうなっているのか確認して欲しいと頼まれ電話した。』 協議中の旨伝えと、『40歳までしか受けられないものを引き上げようとしているとのこと、知人は注目・期待している。早く結果を出して欲しい。』

↓ 当会議の主張

国家公務員採用試験の受験年齢制限の見直し

種、種試験の受験年齢上限を45歳まで引き上げ、門戸を拡げるべき。

(現在は 種29歳未満、 種21歳未満)

↓ 当会議の主張

国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)について

今年度の応募状況、採用結果等を踏まえ、来年度以降、拡大を図るべき。
例えば、

採用職種を 種も対象とする

全体採用人数を増やす、行政事務職数を増やす

受験年齢上限を45歳まで引き上げる 等。

規制改革会議 重要事項推進委員会 再チャレンジ分野 公開討論の項目

平成 19 年 5 月 18 日

国家公務員の採用年齢等の見直しについて

1. 国家公務員採用試験（種・種）の受験資格における年齢制限について
 - ・ 現行の受験資格年齢（種 29 歳未満、種 21 歳未満）以上の者を採用した場合、人事政策・人事行政に与える影響は何が考えられるか。
 - ・ 受験資格年齢の上限をそれぞれ 45 歳までに引き上げられないか。不可の場合、その理由は何か。

（当会議の主張）

国家公務員の採用試験の受験年齢制限については、規制改革・民間開放推進 3 年計画（再改定）（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）にあるとおり、存続すべき理由があるものを除き撤廃する方向で検討を行い、速やかに結論を得る、とされている。これについて、人事院では、平成 17 年人事院勧告時報告において、新規学卒者を中心に採用を行い部内育成を図る仕組みは今後とも必要と考えられるため、現行採用試験の受験年齢制限は撤廃すべきでないとしている。さらに、今後、年齢にかかわらず民間人材の採用を推進していくためには、各府省が人材確保の必要に応じて行う選考採用の活用を図ることが適切であり、そのために、求める能力・経歴等を明らかにして積極的に公募を行うとともに、応募者の能力・経歴を適切に評価し、ふさわしい職務付与を行う新たな仕組み（経験者採用システム）を早急に整備する旨を表明している。

しかしながら、現行採用試験の受験年齢制限を撤廃しないまでも、大幅な引き上げは行うべきである。現行の採用試験の年齢上限は種試験で 29 歳未満、種では 21 歳未満となっており、社会人入学した大学から 30 歳を過ぎて卒業した人、職業経験、或いは、求められる経歴が無くとも、国家公務員として働く意欲がある人、例えば、子育てが一段落した人、就職氷河期に不本意な就職をした人等にとって、受験機会は閉ざされている。

募集・採用に係る年齢制限の禁止について、事業主に対する義務化について法改正が議論されているなか、国家公務員採用試験の年齢要件については、公務員制度改革全体の方向性を踏まえつつ、率先してその上限の引き上げについて検討し、措置を講ずるべきである。具体的には、種及び種の受験資格年齢を 45 歳まで引き上げ、門戸を拡げるべきである。

2. 国家公務員中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）の採用職種、採用人数および受験資格年齢について

- ・ 採用職種を 種相当職まで拡大することはできないか。
- ・ 採用人数をさらに増やすことはできないか。また、行政事務職を増やすことはできないか。
- ・ 受験資格年齢の上限を 45 歳まで引き上げられないか。

（当会議の主張）

平成 19 年度より、種相当を対象とした国家公務員中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）制度が導入されたところであるが、選考試験の年齢要件は 29 歳以上 40 歳未満となっており、また、初年度の予定採用者数も 150 名程度であることから、再チャレンジの機会が十分であるとは言い難い。

初年度の応募状況、採用結果等を踏まえ、来年度以降、採用職種及び採用人数の拡大を図るとともに、受験年齢上限を 45 歳まで引き上げるべきである。

以上